

平成 27 年 10 月 23 日

各 位

光 世 証 券 株 式 会 社
取 締 役 社 長 巽 大 介
(東証第一部 コード番号：8 6 1 7)
問い合わせ先：管理グループ部長 坂口周次
T E L 0 6 - 6 2 0 9 - 0 8 2 0

取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）
発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 55 回定時株主総会において承認されました「取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを株主の皆様と共有し、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

本件により、発行済株式総数の 0.21%の割合による株式の希薄化を生じますが、今回のストックオプションの発行により、中長期的な業績向上と企業価値の向上が見込まれますので、これにより株主の皆様の利益に資するものと考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

光世証券株式会社第 2 - 1 回新株予約権

(2) 新株予約権の割当対象者ならびに割り当てる新株予約権の総数

当社取締役（社外取締役 1 名含む） 3 名 1 5 0 個

当社監査役（社外監査役 2 名含む） 3 名 5 0 個

なお、上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1,000 株とする。

なお、下記（６）に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、次の算式により調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

（４）新株予約権と引換えに払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、1,000円とする。

なお、当該払込金額は、ブラック・ショールズモデルに基づき算出した金額を基準として、本新株予約権が職務執行の対価であることを考慮し、決定したものである。

この払込金額は、特に有利な金額ではない。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」には当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分をおこなう場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする

(6) 新株予約権の割当日

平成 27 年 10 月 30 日

(7) 新株予約権の行使期間

平成 27 年 11 月 2 日から平成 32 年 10 月 30 日までとする。

(8) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、当社の取締役、監査役を任期満了により退任または定年退職その他当社取締役会が特に承認した正当な理由がある場合には、退任または定年退職した日の翌日から起算して 6 ヶ月間に限り、引き続き本新株予約権を行使することができる。

ただし、当該権利行使は、権利行使期間内になさなければならない。

- ② 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権者が死亡した日の翌日から起算して 6 ヶ月間に限り、相続人がこれを行使できるものとする。

ただし、相続人全員の合意により相続人から権利承継者 1 名を定めて、行使をした場合に限る。当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

- ③ 本新株予約権者は、権利行使に際して、その一部のみを行使することはできないものとする。

- ④ その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が合併により消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(8) ①または②に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権証券

当社は、新株予約権証券を発行しない。

【ご参考】

新株予約権の行使に対しては、全て会社の所有する自己株式を交付することとし、新株の発行は行わない。

以 上